

加西市分別収集計画
(第8期)

平成28年7月

目 次

1	計画策定の意義	1 ページ
2	基本的方向	1 ページ
3	計画期間	2 ページ
4	対象品目	2 ページ
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み	2 ページ
6	容器包装廃棄物排出の抑制を促進する ための方針に関する事項	3 ページ
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の 種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3 ページ
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別 基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4 ページ
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別 基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの 算定方法	5 ページ
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5 ページ
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6 ページ
12	その他容器包装廃棄物分別収集の実施に関し重要な事項	6 ページ

加西市分別収集計画

平成 28 年 7 月 1 日

1. 計画策定の意義

快適で、うるおいのある生活環境を創造するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられてきた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分場は、延命化工事により残余容量が 30 年余分になる予定だが、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況に変わりはない。

本計画はこのような状況のなか、『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』（以下「容リ法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物のうち、大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、平成 18 年 6 月に成立・公布された改正容リ法に基づき、リサイクルより優先されるべき発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）を更に推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

なお、兵庫県による上位計画『兵庫県廃棄物処理計画（平成 25 年 3 月改定）』において、平成 32 年度までに一般廃棄物の再生利用率を 25% にする目標計画を定めており、本市においてもその計画に参画し、再生利用率を 25% 以上にする目標を定めた。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用リサイクルを基本とした地域社会づくりを推進する。
- ② 消費者、流通業者、行政すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減を図る。
- ③ ごみの資源化・減量化による廃棄物処理施設・最終処分場の延命化を図る。
- ④ NO レジ袋や過剰包装の抑制をスーパーマーケット等と協定し、より一層の削減に努める。
- ⑤ リサイクルしやすい素材への転換。再商品化の促進による資源の有効活用を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出見込み（法第8条第2項第1号）

市町・組合名		加西市					(単位:ト)
容器包装廃棄物の種類		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	排出量算定根拠
缶	スチール缶	114.2	113.0	111.8	110.6	109.4	原単位(7.0g)×推計人口×365日÷1,000,000
	アルミ缶	65.3	64.6	63.9	63.2	62.5	原単位(4.0g)×推計人口×365日÷1,000,000
計		179.5	177.6	175.7	173.8	171.9	
ビン	無色ビン	172.9	171.1	169.3	167.5	165.7	原単位(10.6g)×推計人口×365日÷1,000,000
	茶色ビン	120.7	119.4	118.2	116.9	115.7	原単位(7.4g)×推計人口×365日÷1,000,000
	その他ビン	47.3	46.8	46.3	45.8	45.3	原単位(2.9g)×推計人口×365日÷1,000,000
計		340.9	337.3	333.8	330.2	326.7	
紙パック		40.8	40.4	39.9	39.5	39.1	原単位(2.5g)×推計人口×365日÷1,000,000
段ボール		221.9	219.5	217.2	214.9	212.6	原単位(13.6g)×推計人口×365日÷1,000,000
その他紙製容器包装		256.1	253.4	250.7	248.1	245.5	原単位(15.7g)×推計人口×365日÷1,000,000
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料またはしょうゆを充てんするためのもの		79.9	79.1	78.3	77.4	76.6	原単位(4.9g)×推計人口×365日÷1,000,000
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		414.4	410.0	405.7	401.4	397.1	原単位(25.4g)×推計人口×365日÷1,000,000
(うち白色トレイ)		16.3	16.1	16.0	15.8	15.6	原単位(1.0g)×推計人口×365日÷1,000,000
総合計		1,533.5	1,517.3	1,501.2	1,485.4	1,469.7	
人口予測値(人)		44,694	44,222	43,755	43,293	42,836	

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方針に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設・リサイクル施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する環境教育啓発活動に積極的に取り組む。

② 販売包装（レジ袋）の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック運動）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケットや小売店等での容器包装の使用の合理化を行う。

③ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を行う。また、リターナブル容器入り製品の優先的な製造、販売、購入、消費、適切な分別排出、回収、再使用を啓発していく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表の左欄のように定める。また、市民の協力度、加西市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりである。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	金属類(缶)
主としてアルミ製の容器	
主として無色のガラス製容器	ガラスびん
ガラス製の茶色のガラス製容器	
容器その他のガラス容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品・トレイ (上記以外燃えるごみ)

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	96.3t		95.3t		94.3t		93.3t		92.3t	
主としてアルミ製の容器	43.2t		42.7t		42.3t		41.8t		41.4t	
無色のガラス製容器	(合計) 122.3t		(合計) 121.0t		(合計) 119.7t		(合計) 118.4t		(合計) 117.2t	
	(引渡)量	独自処理量 122.3t	(引渡)量	独自処理量 121.0t	(引渡)量	独自処理量 119.7t	(引渡)量	独自処理量 118.4t	(引渡)量	独自処理量 117.2t
茶色のガラス製容器	(合計) 110.9t		(合計) 109.7t		(合計) 108.6t		(合計) 107.4t		(合計) 106.3t	
	(引渡)量	独自処理量 110.9t	(引渡)量	独自処理量 109.7t	(引渡)量	独自処理量 108.6t	(引渡)量	独自処理量 107.4t	(引渡)量	独自処理量 106.3t
その他のガラス製容器	(合計) 33.3t		(合計) 32.9t		(合計) 32.6t		(合計) 32.2t		(合計) 31.9t	
	(引渡)量	独自処理量 33.3t	(引渡)量	独自処理量 32.9t	(引渡)量	独自処理量 32.6t	(引渡)量	独自処理量 32.2t	(引渡)量	独自処理量 31.9t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	7.8t		7.7t		7.7t		7.6t		7.5t	

主として段ボール製の容器	171.3t		169.5t		167.7t		166.0t		164.2t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1.9t		(合計) 1.9t		(合計) 1.9t		(合計) 1.9t		(合計) 1.9t	
	(引渡)	独自処理量 1.9t	(引渡)	独自処理量 1.9t	(引渡)	独自処理量 1.9t	(引渡)	独自処理量 1.9t	(引渡)	独自処理量 1.9t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 44.6t		(合計) 44.1t		(合計) 43.7t		(合計) 43.2t		(合計) 42.7t	
	(引渡)	独自処理量 44.6t	(引渡)	独自処理量 44.1t	(引渡)	独自処理量 43.7t	(引渡)	独自処理量 43.2t	(引渡)	独自処理量 42.7t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 8.1t		(合計) 8.0t		(合計) 7.9t		(合計) 7.8t		(合計) 7.7t	
	(引渡)	独自処理量 8.1t	(引渡)	独自処理量 8.0t	(引渡)	独自処理量 7.9	(引渡)	独自処理量 7.8t	(引渡)	独自処理量 7.7t
(うち白色トレイ)	(合計) 8.1t		(合計) 8.0t		(合計) 7.9t		(合計) 7.8		(合計) 7.7t	
	(引渡)	独自処理量 8.1t	(引渡)	独自処理量 8.0t	(引渡)	独自処理量 7.9t	(引渡)	独自処理量 7.8t	(引渡)	独自処理量 7.7t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法（法第8条第2項第4号）

※直近年度収集量実績に基づき算定する。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、小・中学校 PTA や自治会等による集団回収が進んでいる雑紙・段ボール・紙パックについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の方法

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		収集・運搬段階		選別・保管等
			段階		段階
主としてスチール製の容器	金属類(缶)		委託業者による定期収集		民間業者
主としてアルミ製の容器			住民団体による集団回収		
主としてガラス製の容器	無色	びん類	無色	委託業者による定期収集	民間業者
	茶色		茶色		
	その他		その他		
主として飲料用紙製容器包装	資源ごみ		委託業者による定期収集		市

主として段ボール製の容器	集団回収・個別 収集	住民団体による集団回 収・クリーンセンター内 分別収集	民間業者 市
主としてPET製容器	資源ごみ	委託業者による定期収集	市
主としてその他プラスチック製 容器 (トレイ・発泡スチロール)	資源ごみ	委託業者による定期収集	市

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、紙パック、ペットボトル、発泡スチロール・トレイについては、平成12年度より供用が開始されているリサイクルセンターで選別、圧縮減容・保管する。

分別収集の施設の整備に関する事項

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分		収集容器	収集車	中間処理	
缶	スチール缶	資源ごみ		袋	2トンダンプ車	民間業者	
	アルミ缶						
びん	ガラス容器	無色	びん 類	無色 茶色 その他	ドラム缶	多室型分別 収集車	昌平㈱ (破碎・再商品化)
		茶色					
		その他					
紙	飲料用紙製容器包装	資源ごみ		紐で結束	2トンダンプ車	リサイクルセンター (選別・保管)	
	段ボール	集団回収・クリーン センター内分別 収集		紐で結束	—	民間業者	
プラス チック	PET ボトル	資源ごみ		袋	2トンダンプ車	リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)	
	その他プラスチック (トレイ・発泡スチロール)	資源ごみ		袋	2トンダンプ車	リサイクルセンター (選別・減容・保管)	

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

その他プラスチック製容器包装の分別収集については、財政面を考慮しながら検討を行っていきます。